

韓国知的財産ニュース 2020年8月前期

(No. 420)

発行年月日：2020年8月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
- 1-2 産業財産権紛争調停委員会、不正競争行為および営業秘密の侵害事件も申し込み可能

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「造船分野における技術・特許トレンド」を発刊
- 2-2 第33回大韓民国学生発明展示会を開催
- 2-3 「2020年第3回イノベーションのアイデア公募展」の参加企業募集
- 2-4 特許庁、海外知識財産センター（IP-DESK）企業支援の優秀事例集を発刊
- 2-5 第5回優秀なハングル商標の選定大会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁の特別司法警察、SNS ライブ放送を利用して模倣品を流通した一家4人を検挙

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 カンボジア、特許無審査登録に続き、デザインも迅速登録
- 4-2 最近、デザイン権の保有期間が徐々に伸び、2010年比で1.8年増加

その他一般

- 5-1 融合・複合の CCTV（監視カメラ）で犯罪と災難を漏らさず防ぐ
- 5-2 夏を涼しく過ごす最高の発明品は？
- 5-3 新型コロナウイルスの状況でも2020年上半期の知財権出願は増加

法律、制度関連

1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

議案情報システム (2020.8.4.)

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

議案番号：2667

提案日：2020年8月4日

提案者：イ・スジン議員外13人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の保護のために産業技術に関する訴訟等、大統領令で定める適法な経路を通じて産業技術が含まれている情報の提供を受けた者が情報の提供を受けた目的以外の用途でその情報を使用するか、又は公開する行為を禁止している。

しかし現行法の体系上、産業技術を保有している事業所に関する全ての情報を使用することができなければ、国民の健康に危害を及ぼす情報も有害性の有無を確認することができなくなる恐れが提起された。

そこで、産業技術の開発・普及及び活用過程で発生する危害から人の生命・身体又は健康を保護すべく大統領令で定めるところにより情報を公開する行為を除外するものである（案第14条第8号の但し書き新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第14条第8号のうち、「行為」を「行為。」とし、同号に但し書きを次のとおり新設する。

但し、産業技術の開発・普及及び活用過程で発生する危害から人の生命・身体又は健康を保護すべく、大統領令で定めるところにより情報を公開する行為は除外する。

附 則

この法律は公布後3ヵ月が経過した日から施行する。

新旧条文対照表

現行	改正 (案)
<p>第14条 (産業技術の流出及び侵害行為の禁止) 誰でも次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p>8. 産業技術に関する訴訟等、大統領令で定める適法な経路を通じて産業技術が含まれている産業技術が含まれている情報の提供を受けた者が情報の提供を受けた目的以外の用途で、その情報を使用するか、又は公開する行為<但し書き新設></p>	<p>第14条 (産業技術の流出及び侵害行為の禁止)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>1. ～7. (省略) (現行と同一)</p> <p>8 .</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>----行為。但し、産業技術の開発・普及及び活用過程で発生する危害から人の生命・身体又は健康を保護すべく、大統領令で定めるところにより情報を公開する行為は除外する。</p>

1-2 産業財産権紛争調停委員会、不正競争行為および営業秘密の侵害事件も申し込み可能

韓国特許庁 (2020. 8. 4.)

8月5日から改正発明振興法が施行される

韓国特許庁は、改正発明振興法の施行により、8月5日から「不正競争行為及び営業秘密保護に関する法律」に規定された不正競争行為と営業秘密の全般に関する紛争も、産業財産権紛争調停委員会で調停できると発表した。

<産業財産権紛争調停委員会が調停する対象の拡大>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・産業財産権- 特許、実用新案、商標、デザイン・職務発明・技術上の営業秘密	<ul style="list-style-type: none">・産業財産権- 特許、実用新案、商標、デザイン・職務発明・営業秘密（経営上の営業秘密を含む）・不正競争行為

それにより、他人が時間とコストをかけて作った商品形態を模倣したり、取引過程で他人のアイデアを不正に使用するなど、他の人の競争力に便乗して競争上での優位性を確保しようとする不正競争行為と企業の販売戦略、入札計画、顧客名簿など、経営上の営業秘密侵害に関する紛争も、産業財産権紛争調停委員会が扱うことになった。

特許庁は、産業財産権紛争を円満かつ迅速に解決するため、訴訟を代替する紛争解決の手段として、1995年に発明振興法に基づく産業財産権紛争調整委員会を設置し、運営してきた。

産業財産権紛争調停制度は、申し込み料がかからず、3ヵ月以内に調停手続きが完了されるため、紛争を早期に解決できるという長所がある。また、全ての手続きが非公開で進められて調停が成立すれば、法院の確定判決と同一の裁判上における和解の効力が発生し、合意事項が履行されない場合に強制執行の手続を行うことができる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「不正競争行為事件において、わずかな規模の事例や被害者が社会的弱者である場合は、時間とコストが多くかかる訴訟で被害を実質的に救済することは難しい」とし、「特許庁の産業財産権紛争調停制度を積極的に活用して、迅速に被害を救済できると期待している」と述べた。

産業財産権紛争調停の申し込みは、所定の申込書（www.koipa.re.kr/adr）を作成し、紛争調停委員会（ip.adr@korea.kr）に提出すればよい。より詳細な案内と支援は韓国知識財産保護院が運営している産業財産権紛争調停委員会の事務局（www.koipa.re.kr/adr）を通じて確認することができる。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「造船分野における技術・特許トレンド」を発刊

韓国特許庁 (2020. 8. 3.)

「IMO 環境規制」および「造船産業のスマート化」を主な内容とする

韓国特許庁は造船業界の技術開発と特許戦略の策定を支援するために、造船分野における最新技術および特許動向などを紹介する「造船分野における技術・特許トレンド」を発刊した。

今回発刊された冊子は、「国際海事機関(IMO)の環境規制」と「造船産業のスマート化」に焦点を合わせ、日増しに競争が激しくなりつつある造船産業の最新技術と特許動向に対する立体的な理解ができるように構成された。

とりわけ、多様なデータとグラフなどの利用を通じて造船分野の産業・技術動向、特許動向、特許分析および関連主要特許などを紹介し、読者の理解を高めたことが特徴である。

この冊子の発刊により国内における大型造船企業の特許担当者は、「現場の実務者が最新の技術動向と特許動向を同時に幅広く理解するにあたり、大きく役立つはずだ」と述べ、期待感を示した。

特許庁の輸送機械審査課長は、今回の冊子発刊以外にも「韓国造船海洋プラント協会と了解覚書(MOU)を締結し、特許技術分科委員会の活動と公衆審査を進めており、「造成海洋の日」のイベントでは「特許庁長賞」を授与するなど、造船産業の知的財産権創出と保護のために対内外的にさまざまな活動を行っている」と述べた。

一方、「造船分野における技術・特許トレンド」は国内における大型造船企業、造船関連の協会・学界・研究所および各大学の造船関連学科などに配布する予定であり、冊子以外にも facebook「造船海洋特許(shippatent)」と特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)の刊行物掲示板を通じて PDF ファイルを誰でも直接ダウンロードして入手することができる。

8月6日から7日までの2日間、KINTEX で開催
韓国最大規模の青少年発明フェスティバル、オンライン展示会も並行

韓国特許庁と韓国発明振興会は、発明教育の大衆化と発明に親しみを持つ文化を造るため、8月6日から7日まで KINTEX で、「大韓民国学生発明展示会」を開催する。

今年で33回目を迎える「大韓民国学生発明展示会」は、小学生から中・高校生まで、幅広い年齢層の青少年たちの斬新かつ奇抜なアイデアが適用された発明品を授賞・展示する韓国最大規模の青少年の発明行事である。

今回の行事では、新型コロナウイルスの拡散を防ぐために授賞式の参加規模を大幅に縮小し、主要受賞作のオン・オフライン展示会を並行する。

授賞式には、国会議員などをはじめ、発明に関連する機関の団体長などが参加し、計295件(※)の受賞作のなかで主要受賞作を出品した約100人に対する授賞が行われた。

※大統領賞1件、国務総理賞2件、(最優秀賞)教育部長官賞・科学技術部長官賞各9件、産業資源部長官賞18件、(優秀賞)特許庁長賞20件、(特別賞)WIPO事務局長賞1件、計295件

オンライン展示会は発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で常時運営されており、展示場は事前予約制で1日に最大600人が観覧することができる。オンライン展示会では、実際に現場を見学しているような効果を楽しめるよう、展示場のMAPを構築しており、受賞作の写真と説明映像も提供する。

新型コロナウイルスの影響にも関わらず、計6,770件の作品が出品された今回の展示会では、①潮時を簡単にチェックできる「潮汐グラフ付き潮時計」を出品した高校2年生のソル・ヘリさんが大統領賞、②交差感染を防ぐ「非接触型バス降車ボタン」を出品した小学校6年生のパク・ジファンさんと室内空間の活用度の高める平型プラグとコンセント」を出品した中学生2年生のハ・ソヒョンさんが国務総理賞を受賞した。

また、2020年からは上位の受賞者20人に、青少年の発明家プログラムと連携してアイデアの高度化・権利化および事業化コンサルティングなどを支援する。

一方、現場の展示場は安全に行事を運営するため、①出入り段階別の非接触発熱チェックと消毒、②人との距離を維持する（2メートル以上）ための動線別の地面ステッカーなど、一層強化された防疫措置が実施された。事前の消毒・防疫はもちろん、授賞式の全ての参加者を対象に指定席制で運営された。

特許庁長は、「ポストコロナ時代における大韓民国の新たな100年は、クリエイティブな想像力とチャレンジ精神を持った発明人材が切り開いていくと思っている」とし、「特許庁は、青少年の発明アイデアが将来の創業につながって活躍できるよう最大限支援していく」と述べた。

2-3 「2020年第3回イノベーションのアイデア公募展」の参加企業募集

韓国特許庁（2020.8.10.）

ユニークなアイデアに関心が高い企業が集まる！

韓国特許庁は、2020年10月に開催する予定である「2020年第3回イノベーションのアイデア公募展」に参加する企業を募集すると8月11日に発表した。

イノベーションのアイデア公募展は、製品やサービスの改善、または新製品や新事業を企画することにおいて苦勞している企業および予備創業者を支援するための行事であり、国民のクリエイティブなアイデアを企業が直面している問題を解決するために活用することに目的がある。

今回の公募展は、「生活イノベーション」と「ポストコロナ」をテーマに、それぞれ開催された第1、2回の公募展とは異なり、関連製品やサービスを体験した後にアイデアを提案する「体験型」方式で行われる予定である。

※第1回生活イノベーションのアイデア公募展（4月開催）：5社のアイデア7件が取引成立

第2回ポストコロナイノベーションのアイデア公募展（6月開催）：現在、アイデアの購買を検討中

そこで、8月11日から1ヵ月間行われる今回の参加企業の募集は、「体験部門」と「非体験部門」に分けて募集する予定であり、変化やイノベーションに関心のある企業や予備創業者であれば、誰でも申し込むことができる。

申し込み企業は既存の製品やサービス改善、または新製品・新事業の企画など、当面の問題を解決するためにアイデアが必要な課題を具体的に記載して提出しなければならず、事前に関連製品またはサービスの体験機会を与えた後、アイデアを収集するのであれば「体験部門」を、体験機会の提供するのが難しい場合には「非体験部門」を選択することができる。

特許庁は、企業が申請した解決課題を分析し、カスタマイズ型のアイデア公募展を開催する予定であり、公募展のアイデアを活用して、製品改善および事業化を推進する場合は参加企業に特許出願および事業化のコンサルティング、アイデア取引および保護に関する教育も提供する計画である。

参加を希望する企業は、9月11日までに韓国発明振興会のウェブサイト(www.kipa.org)に掲載されている申込書を作成し、電子メール (iptnt2@kipa.org) に提出すればよい。さらに、詳細な内容については、韓国発明振興会のウェブサイトを確認するか、または韓国発明振興会の知的財産取引所 (+82-2-3459-2882、2809) に問い合わせれば、詳細な案内を受けることができる。

特許庁の産業財産政策局長は、「企業の変化とイノベーションに国民のアイデアは、パートナーのような役割」とし、「今回の機会を通じて、多くの企業が国民が何を望んでいるかを知り問題を解決するために助けになればいい」と述べた。

2-4 特許庁、海外知識財産センター (IP-DESK) 企業支援の優秀事例集を発刊

韓国特許庁 (2020. 8. 10.)

輸出企業の知的財産権保護戦略、知れば知るほど見えてくる

ベトナムに化粧品生産工場を建て、現地での営業を準備していた A さんは、商標とデザイン出願のため悩んでいる。ベトナムの営業先が知財権を要求していないため、すぐには必要ないと思っているが、ベトナム語の出願手続は複雑すぎて、信頼できる現地の代理人を探すこともどこから始めていいかわからない。他の仕事だけでも忙しいのに、A さんはどうすればいいだろうか？

韓国特許庁と KOTRA (大韓貿易投資振興公社) は、A さんのように海外知的財産権について明確に分かっていない輸出事業者が権利確保と保護の重要性を理解し、適切に対応できるようにするために「海外知識財産センター (IP-DESK) (※) 企業支援の優秀事例集」を発刊した。

※9 カ国（中国、タイ、ベトナム、米国、ドイツ、日本、インド、インドネシア、フィリピン）に設置し、現地で発生する知的財産権に関する隘路事項の解決を支援

事例集には、中国、タイ、ベトナム、米国、ドイツ、日本、インド、インドネシアの 8 カ国の IP-DESK で、ここ 2 年間、韓国企業が海外知的財産権を確保して保護するために、現地で支援した事例を収録している。

新製品の発売に向けた実用新案・デザインの出願戦略、商標登録後の管理要領、悪意を持った現地での商標の無断先取り、特許・商標・デザイン権を侵害した製品の現地での流通、オープンマーケットに出店した後の警告状の受領、中文商標の別途製作など、海外知的財産権に関して発生し得るさまざまな状況と IP-DESK を通じた対応支援プロセスを詳細に説明した。

事例集を通じて各企業の状況や紛争相手の特性などによる、さまざまな対応方法を参考にすることができる。

一例として、中国で自社の商標を無断先取りされた H 社は、先取りした者の悪意性を立証し、無効審判で勝訴して商標を使えるようになった。一方、ベトナムで現地のバイヤーが相談せずに商標を先取りした状況で P 社の場合、審判・訴訟するより費用を払ってその商標について速やかに譲渡を受ける方法を選んだ。

また、タイでのデザイン侵害製品の流通については、E 社はタイに登録したデザイン権に基づいて、侵害企業に警告状を発送し、合意書を作成して侵害企業の在庫回収および製品設計の変更を成立させた。一方、ドイツの展示会でデザインを侵害した製品を発見した J 社は、現地でのデザイン権を持っていなかったため、直接制裁することはできなかった。欧州でのデザイン出願ができる期限も徒過している状態だったため、その代わりに実用新案を出願して、その製品の侵害再発を防止することにした。

特許庁の産業財産保護支援課長は、「知的財産権の紛争は、適期を逃さずどのような方式で対応するかによって結果が大きく異なる」とし、「紛争が発生した際には 9 カ国に設置されている、IP-DESK に即時に相談を要請するなど、特許庁の海外知的財産権保護支援事業を有用に活用してほしい」と述べた。

一方、この事例集は、KOTRA のウェブサイト（www.kotra.or.kr）内の海外市場ニュース > 報告書のメニューからダウンロードすることができる。

2-5 第5回優秀なハングル商標の選定大会を開催

韓国特許庁 (2020. 8. 11.)

韓国特許庁は、ハングル商標の出願と使用を奨励するために優秀なハングル商標を選定して授賞する計画であると発表した。

今回の行事は、特許庁が主催して文化体育観光部と国立国語院が後援する行事であり、8月12日(水曜)から8月28日(金曜)までに特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)で本人の登録商標を応募したり、他人の登録商標を推薦したりすることができる。

応募および推薦対象になる商標は、ハングルで作られて2020年8月基準で登録が有効な商標であり、他人の商標を模倣した商標、商標ブローカーが保有している商標、審判・訴訟により現在紛争中である商標、現在使われていない商標は授賞対象から除外する予定である。

応募された商標は、国立国語院が推薦した韓国語専門家がハングルの規則性、固有性などを評価基準にして順位を決め、特許顧客および審査官のオンライン投票順位と合算して美しい商標(文化体育観光部長官賞:1件)、きれいな商標(特許庁長賞:1件)、情を感じる商標(国立国語院長賞:5件)を選定して授賞する。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「呼びやすく覚えやすいとともに、商品の特性が十分に反映されたハングル商標は良い商標になる可能性が高い」とし、「今回の大会を通じて、ハングル商標への関心が高まることを期待している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁の特別司法警察、SNS ライブ放送を利用して模倣品を流通した一家4人を検挙

韓国特許庁 (2020. 8. 13.)

正規品の市場価格で625億ウォンに相当する偽物ブランド品、
約2万6,000点余りを流通した疑い
最近インスタグラムなどのSNSを利用した新種の模倣品流通事例が急増

韓国特許庁の産業財産特別司法警察（以下、「特司警」）は、インスタグラムなど SNS のライブ放送を通じて模倣品を広報し販売した一家 4 人を商標法違反の疑いで摘発して検察に送致したと 8 月 13 日に発表した。

主犯の A さん（34 歳、女性）と共犯の B さん（38 歳、女性、A さんの姉）を拘束し、共犯の C さん（35 歳、男性、A さんの夫）と共犯の D さん（26 歳、女性、A さんの妹）を在宅起訴の意見で検察に送致した。

彼らは 2018 年 6 月から 2019 年 11 月まで偽装した家の秘密作業場で配送作業を行い、シャネルバッグなど海外ブランド品の模倣品、約 2 万 6,000 点（正規品の市場価格で 625 億ウォン相当）を SNS チャンネルで販売した疑いがある。

特司警は、最近急増傾向を見せている SNS などでの模倣品に対するオンライン流通事例に注目し、捜査力を集中させ、約 1 年 8 ヶ月の長期にわたる追跡・監視を行って被疑者および秘密作業場の家宅捜索を実施し、一家の犯行を突き止めた。

特司警は、彼らが現場に保管していたシャネルバッグなどの模倣品 1,111 点（正規品の市場価格約 24 億ウォン相当）を押収し、模倣品約 2 万 6,000 点（正規品の市場価格約 625 億ウォン相当）の販売内訳も確保した。

主犯の A さんは、秘密保持が容易で内部告発者および離脱する職員の発生可能性が低い家族（夫・姉・妹）と犯罪を共謀した。また、閉鎖的な流通構造を持つインスタグラムなどの SNS チャンネルを利用し、捜査機関のアクセスおよび嫌疑の立証を困難にさせるなど、巧妙な犯罪を行ってきたことが明らかになった。

一方、蔚山地方検察庁は、主犯の A さんと共犯の B を拘束起訴して 8 月 14 日に初公判を控えており、特司警はこれとは別に追加の共犯に関連する後続捜査を進める予定である。

【模倣品におけるオンライン流通の傾向】

事例のようにインスタグラム、ネイバーバンド、カカオストーリー、ブログなどの SNS やオープンマーケットなど、オンラインを通じた模倣品の流通が最近急増傾向を見せている。

特許庁に受け付けられた模倣品の通報内訳をみると、2020 年上半期にオンラインで流通された模倣品に対する通報は 9,717 件で、前年同期（3,114 件）に比べ 212%増加したことが分かった。これは前年度の全体通報件数（6,661 件）もはるかに上回る数値である。

[特許庁の模倣品通報現況（単位:件）]

区分	2019年 上半期	2019年 下半期	2020年 上半期
オンライン	3,114	3,547	9,717
オフライン	83	120	115



一方、2020年上半期のオフライン流通通報（115件）は、全体の通報内訳の1.2%に過ぎず、オンラインと対比される。これは模倣品の流通経路がオフラインからオンラインに速いスピードで転換していることを意味しており、原因は非対面産業の成長など、オンライン消費の急激な増加によるものであると分析される。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「一家が SNS を利用して、模倣品を流通した新種事件であり、商標法を違反した単一の事件としてはめずらしく、拘束および大規模な家宅捜索が行われたことが特徴である」と述べた。

また、「SNS を利用した模倣品の流通業者がさらに存在していると判断しており、商標権者と消費者の権益を保護するために模倣品の取り締まりを、より強化していく方針である」と強調した。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 カンボジア、特許無審査登録に続き、デザインも迅速登録

韓国特許庁（2020. 8. 12.）

これからはカンボジアで特許とデザインを一緒に登録しましょう！

韓国特許庁は、カンボジアの産業科学技術革新部と MOU を締結し、韓国人がカンボジアで迅速にデザイン権を獲得することができる、デザイン迅速登録制度（Fast Registration for Industrial Designs）を 8 月 12 日から施行すると発表した。

デザイン迅速登録制度とは、韓国人であれば誰もがカンボジアにデザインを出願した後、簡単な申請書を提出するだけで、3 週間以内にデザイン登録できる制度であり、韓国に同一なデザインを出願していない場合にも利用できる。

この制度を利用する場合、通常 3～6 ヶ月がかかるカンボジアでのデザイン登録期間を大幅に短縮させることで、カンボジアでの早期権利の確保が可能になる。

今回の MOU 締結は、商品の機能性とともにデザインが重要になっている最近の産業界のトレンドを反映した点で有意義である。

特許庁は、すでに 2019 年 8 月にカンボジアの産業科学技術革新部と特許認定協力の MOU を締結しており、韓国で登録した特許と同一なカンボジアの出願については、別途審査なしで 6 ヶ月以内に登録を認める特許認定制度を施行している。

デザイン迅速登録制度は、このような特許認定制度の効果を最大化することができる。アップルがスマートフォンに関連する複数の特許権とデザイン権を保有していることと同じく、カンボジアで自社製品に対する特許とデザインの権利保護を希望する韓国企業が本制度の最大の受益者になると予想される。

例えば、電気炊飯器の分野でカンボジアに進出する企業は、炊飯器の保温機能について、まず韓国で特許登録を受けた後、それをベースにしてカンボジアで無審査の特許登録を受け、それと同時に電気炊飯器の外観に対するデザイン権を速やかに確保する戦略を駆使することができる。

特許庁長は、「当制度は、特許認定制度との組み合わせで活用する場合、カンボジア市場に進出する企業に 2 重の保護手段を提供することになる」とし、「これからこのような制度を施行する国を増やしていくとともに、より多くの海外進出企業が当制度を効率的に活用できるように広報も強化していく」と述べた。

4-2 最近、デザイン権の保有期間が徐々に伸び、2010 年比で 1.8 年増加

韓国特許庁 (2020. 8. 12.)

デザイン産業の規模が拡大した影響

非対面産業分野における権利保有期間の長期化が予想される

デザイン権の重要性および事業的な活用度がますます高まっており、個人や企業におけるデザイン権の保有期間も伸びている。

韓国特許庁によると、デザイン権利者は平均 6.9 年間、その権利を維持することが分かった。これは、10 年前（2010 年）の平均的な権利保有期間である 5.1 年に比べて 1.8 年が長くなったもので、歴代最長期間を記録している。

※2019 年に消滅されたデザイン権 2 万 6,542 件の分析結果

2019 年に消滅されたデザイン権保有期間を区間別にみると、10 年以上にわたって長期保有している件が全体の 19.6%を占め、3 年超過 10 年未満の件は 41.5%、3 年以下の短期保有件は 30.1%をそれぞれ占めていることが分かった。

2010 年と比較すると、10 年以上にわたって長期維持する権利の割合が 3.8 倍増加（2010 年 5.2%→2019 年 19.6%）した一方、3 年以内に消滅された権利は 0.7 倍に減少（2010 年 41.8%→2019 年 30.1%）したことが分かった。

出願人の類型別でみると、公企業が 14.4 年で最も長く、大手企業と中小企業がそれぞれ 7.1 年と 7 年、個人と大学は 6.2 年維持していることが分かった。

10 年前と比べて大手企業は 2.5 年、中小企業は 1.9 年増加した。デザイン権を保有するには、少なくない費用がかかるが、大手企業・中小企業の両方の保有期間が大幅に伸びたのは、韓国経済およびデザイン産業にも前向きな兆しである。

これは結局デザインの経済的価値が高くなったためであり、最近では企業がデザイン権をあらかじめ登録・保有しようとする傾向が強まっている。

AR グラス（※）製品の市場が 2020 年から本格的に成長すると見込まれており、Google やサムスンなど主要なグローバル企業がすでに 5~6 年前からそれに関連するデザインを登録・保有しているのも同じ脈絡である。

※Augmented Reality Glasses（拡張現実グラス）：透視機能とコンピュータを搭載したメガネタイプのデバイスで、ウェアラブルコンピュータの一種

これからは新型コロナウイルスの拡散などにより、全世界において非対面・非接触社会への転換が加速化すると予想される。そのため、遠隔診療、サービスロボットなど、新産業分野およびタッチレスデザインの登録・保有に対する企業の先取り競争が過熱すると見込まれる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「経済危機を克服するために非対面・デジタル産業に関連する良質なデザイン権の創出を奨励し、保有しているデザイン権の活用・保護が行われ、最終的には企業と産業界に貢献できるよう、関連法・制度を継続的に整備していきたい」と述べた。

その他一般

5-1 融合・複合の CCTV(監視カメラ)で犯罪と災難を漏らさず防ぐ

韓国特許庁 (2020. 8. 3.)

さまざまな設備と結合した CCTV 特許出願の拡散により監視機能を強化

CCTV(※)が人工知能技術を搭載し他の設備と機能的に結合され、高度化した犯罪の追跡と危機・災難状況を認識して効果的に予防できる手段として進化している。CCTV 技術の融合・複合化傾向にともない犯人の異常行動を捕らえ、災難状況を事前に感知して対応することが可能となったのである。

※CCTV(Closed Circuit Television):閉鎖回路テレビジョン

韓国特許庁によると、融合・複合 CCTV 関連の特許出願が活発であることが分かった。人工知能の技術と結合した CCTV 関連の国内における特許出願は 2015 年以降から毎年約 20 件以上、その他ドローン、スマートフォンおよび街灯技術と結合した CCTV 関連の特許出願も毎年約 10 件内外で出願が維持されていると分析した。

直近 5 年間(2015 年～2019 年)の特許出願動向について出願人の類型別に調べてみると、中小企業が 46%(67 件)の出願で最も多い割合を占めた。これは映像処理技術を基盤とする CCTV 関連製品を生産する中小企業の技術開発が活発であるからだ。その次に個人 30%(44 件)、大学・研究所 19%(27 件)、公共機関 4%(5 件)、大企業 1%(2 件)の順であった。

直近 5 年間の CCTV と結合した技術分野別の動向を見ると、人工知能技術と結合した場合が 96 件で最も多く出願され、街灯技術と結合した出願が 19 件、ドローン技術と結合した出願が 16 件、スマートフォン技術と結合した出願が 14 件であることが分かった。

とりわけ、街灯技術と結合した CCTV は 2015 年 2 件から 2019 年 6 件と増加した。これは街灯がカメラ撮影に必須の光源を提供するだけでなく、多くの場所に設置されることで CCTV の死角地帯を無くすことに効果があるからであると分析される。

融合・複合の CCTV は人工知能技術による分析を通じて撮影内容を自ら認識でき、街灯、ドローン技術などと結合され、漏らさず監視することができるため、犯罪や災難を予測して予防することにより、一層安全な社会を作り上げることに寄与できる。

特許庁の放送メディア審査チーム長は、「既存の CCTV の災難監視・予防と犯罪予測・追跡機能に対する限界を補完できるよう人工知能とさまざまな設備の機能を結合した融合・複合の CCTV 関連特許出願は続くとみられる」、「また、CCTV 撮影による意図しない被害を防ぐためのプライバシー保護技術関連の出願も増加すると予想される」と見込んだ。

5-2 夏を涼しく過ごす最高の発明品は？

韓国特許庁 (2020. 8. 5.)

8 月、今月の発明品として冷風シートを選定

韓国特許庁は、フェイスブックの利用者を対象に「夏を涼しく過ごす発明品」の投票を実施し、最も多くの票を得た発明品に冷風シートが選ばれたと 8 月 5 日に発表した。

夏を涼しく過ごす発明品の 2 位は羽無し扇風機、3 位はヘッド回転の電撃殺虫ラケット、4 位は日よけカバーの扇風機が選ばれた。

今回の投票は、特許庁のフェイスブックで 7 月 1 日から 10 日間実施され、参加者が事前を選定された 10 の候補発明品 (※) のうち 2 つを選んでコメントで推薦する方式で行われた。

投票には一般の国民である 735 人が参加して 1,458 個の有効回答が得られた。

※冷風シート、ハンディ空気清浄機、通気性インソール、香りがするポーチ、フットケア製品、ヘッド回転の電撃殺虫ラケット、日よけカバーの扇風機、保冷ホルダー、羽無し扇風機、頭皮冷却ケア製品

夏を涼しく過ごすための発明品として、全体の有効回答の 33.1%である 482 票を獲得した冷風シートが選ばれた。

冷風シートは、主に自動車でするシートであり、涼しい風が冷却キットから出てシートの温度を下げるため、快適な運転環境を造る製品である。

投票者たちは、「自動車にエアコンがあっても、お尻や背中シートに密着しているため暑いけど、冷風シートがあれば快適になりそう」、「座って仕事をするためお尻、腰に汗をたくさんかくけど、冷風シートがあれば、ずっと座ってられる」という反応を見せた。

2位は羽無し扇風機で、有効回答の 24.3%である 354 票を獲得した。

羽無し扇風機は、羽が回転しない製品であるため子供がいる家庭でも安全に使うことができ、羽にほこりがたまらないため、衛生的で掃除も簡単にできる製品である。

投票者たちは、「家にいる子供が指をけがする心配なく、涼しく使えそう」、「扇風機は掃除が面倒くさい。羽がないから掃除が楽になりそう」などと推薦した理由についてコメントした。

3位に選ばれたヘッド回転の電撃殺虫ラケットは、有効回答の 10.8%である 157 票を獲得した。

ヘッド回転の電撃殺虫ラケットは、虫を取るヘッドの部分が 90 度回転するため、既存の電撃ラケットで取れなかった天井や床についている蚊を容易に捕まえることができる。

参加した投票者たちは、「既存の一体型のラケットではなく、ヘッドの角度を変えられるため、天井、壁や狭いスペースでも自由に使えるからいいと思う」、「虫が嫌いな私には最高の発明品だと思う」とコメントをつけた。

4位は有効回答の 7.6%である 111 票を獲得した日よけカバーの扇風機が選定され、通気性インソール (5 位、101 票)、保冷ホルダー (6 位、85 票)、ハンディ空気清浄機 (7 位、80 票)、頭皮冷却ケア製品 (8 位、42 票) の順で選定された。

それ以外に、「暑がり屋なので、このように涼しく夏を過ごせる発明品があるとうれしい」、「見ているだけで涼しくなる製品だね」などのコメントを書いた参加者もいる。

非対面産業分野における出願が著しく増加

世界中へと新型コロナウイルス感染症が拡散し、韓国をはじめとする世界の主要先進国のマイナス成長が予測されるなか、特許・商標などの知的財産権の出願は増加傾向を見せており、景気回復に対する前向きな兆しを示している。

国際通貨基金 (IMF) によると、新型コロナウイルスによる各国の封鎖措置、国際貿易量の減少などにより、2020 年の世界経済成長率はマイナス 4.9% を記録すると見込まれている。特に、米国はマイナス 8.0%、ユーロ圏はマイナス 10.2%、日本はマイナス 5.8% など、主要先進国のマイナス成長がさらに深刻化すると展望している。

韓国の経済成長率は、マイナス 2.1% と予想されており、他の先進国より高い数値である。しかし、これは 1998 年の通貨危機 (マイナス 5.1%) 以降 22 年ぶりの最低値という点では、韓国も景気低迷を防御するための多角的な対策を立てなければならない。

このようなネガティブな展望にも関わらず、2020 年の知的財産権 (※) 出願件数は、むしろ 2019 年より増加し、景気回復および成長に対する可能性を示している。

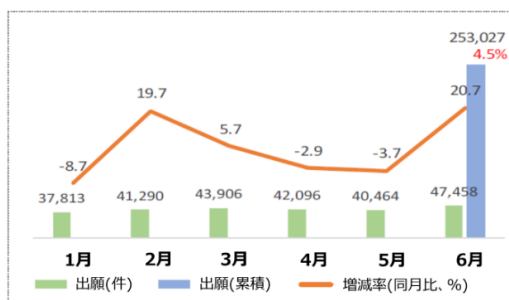
※特許、実用新案、商標、デザイン (著作権を除く)

2020 年上半期の知的財産権の出願件数は計 253,027 件で、前年同期比 4.5% が増加し、特許権と商標権がそれぞれ 2.1%、9.4% 増加、全体の知的財産権出願件数の増加に大きく影響を与えた。

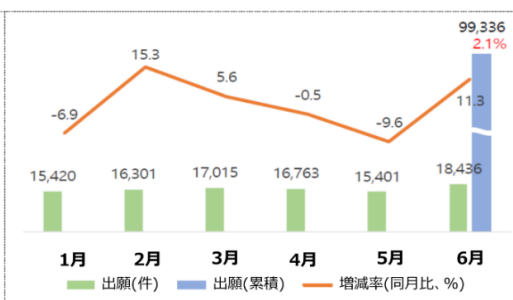
※上半期の増加率 : (特許) 9 万 9,336 件、↑2.1%、(実用新案) 2,306 件、↓16.5%、
(商標) 12 万 833 件、↑9.4%、(デザイン) 30 万 522 件、↓3.3%

新型コロナウイルスの拡散が本格化した 3 月以降、知的財産権の出願活動がしばらく低下したが、6 月に前月比 17.3%、前年同月比 20.7% で出願が急増し、上半期を通して出願件数の増加傾向を回復した。

[上半期の知財権出願現況]



[上半期の特許出願現況]



経済活動の非常時にも関わらず、知的財産権の出願件数が増えたのは、非対面技術・サービスを通じた企業の新型コロナウイルスを克服するための努力が影響を与えたものであると分析される。

2020年1月から6月までのオンラインショッピングおよび物流配送など非対面関連分野では、特許出願が前年の上半期に比べて27.2%が増加した。月別では前年同月の基準で1月に特許出願件数が15.8%減少した後、残った期間で二桁の増加率を記録した。

商標およびデザイン権でも非対面分野での出願実績が目立つ。電子商取引と通信・放送業など非対面分野での商標権出願は、前年上半期に比べて12.5%、件数では4,209件増加した。該当期間の商標権全体の増加件数が10,356件であることを考えると、非対面分野が出願増加に40%以上貢献していることが分かる。

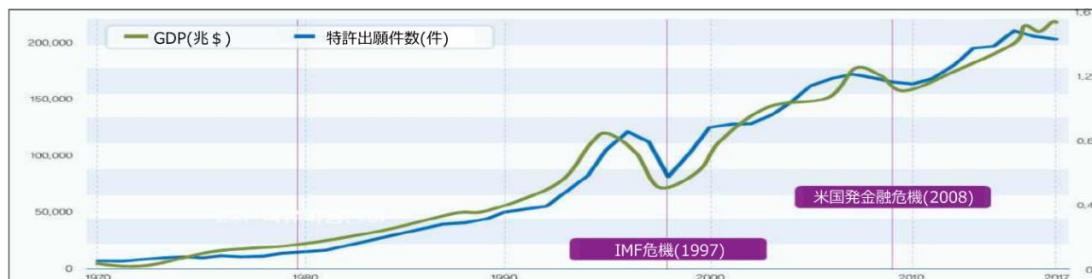
デザイン権の場合、2020年上半期の全体出願件数は、前年同期比3.3%下落した。しかし、マスク・診断ブースのような衛生・医療部門では出願が238.3%増加し、非対面分野全体では42.6%の増加率を記録した。

企業の知的財産活動は、新産業創出および競争優位性を確保するための意志を示す。そして最近の知的財産権活動は非対面産業を中心に行われているという点で、企業などでは、すでにポストコロナ時代に対する対応が本格的に行われていることを確認することができる。

また、知的財産権の出願件数の増加は、単純な指標の意味だけではなく、近い将来の景気回復の可能性をうかがえる。

世界的に特許出願件数とGDPの相関関係が立証されており、韓国でも1970年代以降の国内の特許出願件数とGDP規模の間で明確な相関関係が示されている。

【韓国の GDP と特許出願件の相関関係】



そこで韓国特許庁長は、「ワットの蒸気機関特許とエジソンの電気特許がそれぞれ第1・2次産業革命時代を触発させ、1960年代以降は米国のコンピュータ関連特許の急増が知識情報中心の第3次産業革命をけん引した。このように、知的財産権は産業成長が変化を迎えるときに市場の秩序を再編することに大きな役割を果たしてきた」とし、「新型コロナウイルスの拡散のため、新たな変曲点を迎えている今、企業の積極的な知的財産権を創出しようとする努力が危機克服と経済成長に直結できるよう、特許庁も全ての能力と手段を活用していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム